

農地所有適格法人報告書

記載例

令和 年 月 日

飯島町農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地 上伊那郡飯島町飯島 2537 番地
地
名称及び代表者氏名 株式会社 ながのファーム
代表取締役 長野 太郎
電話番号 0265-86-3000

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	株式会社 ながのファーム 代表取締役 長野太郎	
主たる事務所の所在地	上伊那郡飯島町飯島 2537 番地	
経営面積 (ha)	田	25.0
	畑	5.0
	採草放牧地	
法人形態	株式会社	

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
米、花木	農産物の販売 農作業受託	造園業

農業以外全て記入

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	32,000,000円	10,000,000円
2年前(実績)	34,000,000円	13,000,000円
1年前(実績)	28,000,000円	10,000,000円
報告日の属する年 (実績または見込み)	29,000,000円	10,000,000円

農業以外の売上高について記入

※農業の売上高が過半を占めている事を確認します。

3 農地法第2条第3項第2号関係
構成員全ての状況

常時従事者とは→農業（関連事業含む）に携わる日数が①年間150日以上、または、②「構成員一人当たりの年間総労働日数×2/3」（この日数が60日未満の場合は60日）以上あれば要件を満たします。

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数(口)	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数(日)		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
長野 太郎	50	所有権	10,000	300	300	
		賃貸借権	15,000			
		使用貸借権	5,000			
長野 花子	10			250	250	
長野 次郎	25			300	300	

所有権→自己所有農地を法人に提供
賃貸借権→自己所有農地を有償で法人に利用権設定をしている
使用貸借権→自己所有農地を無償で法人に利用権設定をしている

議決権の数の合計

85口

農業関係者の議決権の割合

85%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 300日

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	議決権の数(口)
株式会社 松本食品	5口
スーパー上田	10口

議決権の数の合計

15口

農業関係者以外の者の議決権の割合

15%

農業関係者以外の者の議決権が2分の1未満（50%未満）であることを確認します

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

農作業とは農業に直接必要な作業のことをいいます。帳簿への記帳事務や集金などは含みません。

(1) 理事、取締役又は業務を執行する役員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
長野 花子	同上	取締役	250	250	250	250
長野 次郎	同上	取締役	300	300	300	300

役員のうち過半数は法人の農業に常時従事（原則年間150日以上）する構成員であり、農作業従事者（年間60日以上）である役員または重要な使用人が1名以上必要です。

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

((2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造または加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置または農作業の共同化に関する事業

- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

- 4 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名または名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

- 5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員になっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m²)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借権による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。